

佐賀県建設工事等入札心得(紙入札用)(新旧対応表)	
改正前	改正後
(工事費内訳書及び技術者配置予定事前届出書) 2 略 (1) 工事費内訳書 ア 入札参加者は、1回目の入札金額に対応する工事費内訳書を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。 イ 工事費内訳書には、工事番号及び工事名、あて名及び入札参加者の住所・氏名を記載すること。 ウ 工事費内訳書の内容は、工事区分及び各工種に相当する項目ごと(営繕等に係る工事にあつては工事種目及び各科目に相当する項目ごと)の数量、金額等を表示したものとする。 ただし、入札談合に関する情報を受けた場合における工事費内訳書の内容は、工事区分、各工種、種別及び細別に相当する項目ごと(営繕等に係る工事にあつては工事種目、各科目、中科目及び細目に対応する項目ごと)の数量、金額等を表示したものとすることがある。 (新設) エ 工事費内訳書について疑義があるときは、入札参加者に説明を求め、その結果、根拠ある説明が得られない場合は、当該工事費内訳書を提出した入札参加者の入札を無効とすることがある。 (無効の入札) 6 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 (1) 参加する資格のない者 (2) 当該競争入札について不正行為を行った者 (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者 (4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者 (11) 次のいずれかの工事費内訳書を提出した者 ア 1回目の入札書の額と一致しないもの(千円未満の端数処理を除く。) イ 見積もった工事費合計から一括等での値引きをしたもの ウ 記載すべき項目についての記載がないもの (新設) エ その他積算内容に誤りがあるもの	(工事費内訳書及び技術者配置予定事前届出書) 2 略 (1) 工事費内訳書 ア 入札参加者は、1回目の入札金額に対応する工事費内訳書を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。 イ 工事費内訳書には、工事番号及び工事名、あて名及び入札参加者の住所・氏名を記載すること。 ウ 工事費内訳書の内容は、工事区分及び各工種に相当する項目ごと(営繕等に係る工事にあつては工事種目及び各科目に相当する項目ごと)の数量、金額等を表示したものとする。 ただし、入札談合に関する情報を受けた場合における工事費内訳書の内容は、工事区分、各工種、種別及び細別に相当する項目ごと(営繕等に係る工事にあつては工事種目、各科目、中科目及び細目に対応する項目ごと)の数量、金額等を表示したものとすることがある。 エ 工事費内訳書には、材料費、労務費、法定福利費の事業者負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を記載すること。 オ エ 工事費内訳書について疑義があるときは、入札参加者に説明を求め、その結果、根拠ある説明が得られない場合は、当該工事費内訳書を提出した入札参加者の入札を無効とすることがある。 (無効の入札) 6 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 (1) 参加する資格のない者 (2) 当該競争入札について不正行為を行った者 (3) 入札書の金額、氏名 及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者 (4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者 (11) 次のいずれかの工事費内訳書を提出した者 ア 1回目の入札書の額と一致しないもの(千円未満の端数処理を除く。) イ 見積もった工事費合計から一括等での値引きをしたもの ウ 記載すべき項目についての記載がないもの エ 様式間違い等により記載すべき項目の欄がないもの オ エ その他積算内容に誤りがあるもの